平成 27 年 12 月
東京税関業務部

関係各位

新たに追加された指定薬物の取扱いについて

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 170 号）が公布され、新たに３物質が指定薬物に指定されましたのでお知らせします。

○追加指定薬物：３物質（別添 1 参照）

○公布日：平成２７年１２月１５日（別添 2（官報）参照）

○施行日：平成２７年１２月２５日（公布日から起算して 10 日を経過した日）

○注意事項

公布日から施行日の前日までの輸入通関にあたっては、厚生労働省確認済みの輸入報告書（薬監証明）又は輸入指定薬物用途誓約書が必要となります。

「指定薬物」の輸入に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律上の所定の手続きが必要になりますが、指定薬物は原則、国や地方公共団体等が学術研究用又は試験検査のために用いる場合や疾病の治療に用いる場合等、特定の用途に使用する場合を除いては輸入が認められません。

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門
（電話：03-3599-6338）

（別添１）

指定物質一覧

1	物質名	4-[1-(3-Methoxyphenyl)cyclohexyl]morpholine
	物質名訳	4—[1—(3—メトキシフェニル)シクロヘキシル]モルフォリン
	通称	3-MeO-PCMo
	構造式	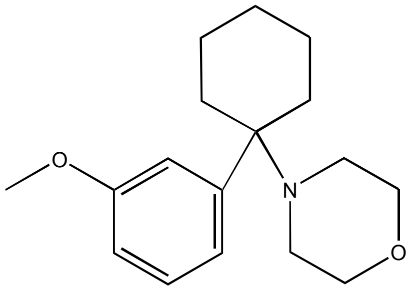
2	物質名	1-[(2,2-Difluorobenzo[*d*][1,3]dioxol-5-yl)methyl]piperazine
	物質名訳	1—[(2，2—ジフルオロベンゾ[*d*][1，3]ジオキソール—5—イル)メチル]ピペラジン
	通称	DF-MDBP
	構造式	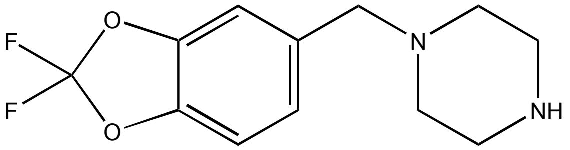
3	物質名	2-(Pyrrolidine-1-yl)-1-(5,6,7,8-tetrahydronaphtalen-2-yl) pentan-1-one
	物質名訳	2—(ピロリジン—1—イル)—1—(5，6，7，8—テトラヒドロナフタレン—2—イル)ペンタン—1—オン
	通称	TH-PVP
	構造式	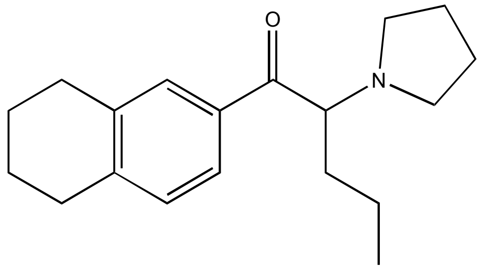

（別添２）

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一七〇）　一

省令

○厚生労働省令第百七十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項及び第七十六条の四の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十五日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二百二十四号を第二百二十七号とし、第二百二号から第二百二十三号までを三号ずつ繰り下げ、第二百一号を第二百三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百四　四―［一―（三―メトキシフェニル）シクロヘキシル］モルフォリン及びその塩類

第一条中第二百号を第二百二号とし、第百二十五号から第百九十九号までを二号ずつ繰り下げ、第百二十四号を第百二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十六　二―（ピロリジン―一―イル）―一―（五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン―二―イル）ペンタン―一―オン及びその塩類

第一条中第百二十三号を第百二十四号とし、第八十八号から第百二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八十七号の次に次の一号を加える。

八十八　一―［（二・二―ジフルオロベンゾ［d］［一・三］ジオキソール―五―イル）メチル］ピペラジン及びその塩類

第二条第五号の表中二―（ジフェニルメチル）ピロリジン、その塩類及びこれらを含有する物の項の次に次のように加える。

一―［（二・二―ジフルオロベンゾ［d］［一・三］ジオキソール―五―イル）メチル］ピペラジン、その塩類及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。